別紙４

**誓　　約　　書**

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人

国際農林水産業研究センター理事長　殿

私は、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下、国際農研）の特別派遣研究員の採用を受けるにあたり、下記４．に定める事項を遵守することを誓います。

記

１．課 題 名 :

２．派遣先国・機関 :

３．派 遣 期 間 :　　令和　　年　　月　～　令和　　年　　月

４．遵 守 事 項

(1) 特別派遣研究員は研究計画に基づき、研究に専念しなければならない。

(2) 年1回の帰国時及び派遣期間終了直前に特別派遣研究員（中間）報告書（別紙５）を理事長に提出しなければならない。

(3) 特別派遣研究員として行った研究に関連して行った発明に係る特許を受ける権利、又は当該権利に基づく特許権（実用新案及び意匠登録を含む）、プログラム又はデータベース等の著作権、並びに品種登録を受ける地位及び育成者権を得た場合は、当該権利等を国際農研に譲渡しなければならない。

(4) 派遣期間中の研究成果について印刷出版又は発表する場合は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(5) 派遣国滞在中に生じた傷害、疾病、損害等に対しては、国際農研が付与した保険による給付以上のものを求めないものとする。

(6) 研究活動における不正行為及び経費の不正受給を行ってはならない。

(7) その他、特別派遣研究員として、ふさわしくない行為を行ってはならない。

上記の遵守事項の他、次に掲げる事項のいずれかに該当すると国際農研が判断した場合は採用の取り消し、経費の支払停止又は支払済経費を返還します。

(1)病気等のため、研究の継続が出来ないことが明らかになった場合

(2)研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の目標を達成することが不可能又は困難と判断された場合

氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

住　　　所